一般社団法人鹿角青年会議所会員資格規定

第１章　目　　的

第1条　本規定は本会議所会員の資格および入会希望者の取扱に関する事項を規定したものである。

第2条　本会議所の会員は、正会員、準会員、特別会員、名誉会員および賛助会員の５種とする。

２　定款第８条第１項のただし書きについては、1月１日に満40歳に達した正会員も含むものとする。

第２章　入　　会

第3条　本会議所に正会員及び準会員として入会を希望するものは、正会員 ２ 人の推薦により所定の入会申込書を提出しなければならない。

第4条　前条の推薦者の資格は、次の各号の通りとする。

(1) 入会後満 １ ヵ年以上経過している者で前年度の出席率が60％以上の者

(2) 被推薦者に対して１ヵ年の義務履行の連帯保証が出来る者

第5条　理事会は、入会資格調査を会員研修を担当する委員会へ委託する。

第6条　会員研修を担当する委員会は、推薦者ならびに入会希望者に面接するとともに入会資格の適否を調査し、その結果を理事会に答申する。

第7条　理事会は、答申に基づき審査し入会の適否を決定する。入会の諾否は、理事長が推薦者ならびに入会申込者に書面で通知する。

第8条　入会を承諾された者は、入会金および会費の納入をもって正会員又は準会員となる。ただし、入会承認後 １ ヵ年以内に会費等の納入をしない場合はこの限りでない。

２　前項のうち、卒業または脱会した会員と同一の企業に所属する者については、当該年度および翌年度に限り入会金を免除する。また、転勤等により途中脱会した会員と同一の企業に所属する者で、脱会した年度内に入会を承諾された者の年会費は、当該年度に限り前任者の年会費をもってそれに充てる。

第３章　会　　費

第9条　定款第15条に定める入会金ならびに年会費は、次の通りとする。

入会金	特別会員	金 100,000 円（終身会費）
年会費	正会員	金 96,000 円
	準会員	金 20,000 円
	賛助会員	１口金 10,000 円（１口以上）

２　会員が入会を承認された月から月額 8,000 円で算出した金額をその年の年会費として納付する。

3　準会員は入会を承認された月から 12 ヶ月分を年会費として納付する。
4　特別会員は、会員になりたるときより 2 ヵ月以内にその会費を納入しなければならない。
5　賛助会員は、毎年 1 月末日までにその会費を納入しなければならない。ただし、年度途中入会の場合は、その入会のときとする。
6　同一企業の正会員は、2人目以降正会員年会費を 48,000 円とする。
7　20歳～29歳までの正会員年会費は、48,000 円とする。
8　前項又は前々項の会員が入会を承認された月から月額 4,000 円で算出した金額をその年の年会費として納付する。

第４章　会員の失格

第10条　定款第 19 条に定める行為があったときには、会員研修を担当する委員会が実情を調査して理事会に報告する。
第11条　年会費を所定の納期までに納入しない会員に対しては、財務を担当する理事は勧告を行い理事会に報告しなければならない。
第12条　例会および委員会に対して欠席が連続 3 回におよんだ会員の所属委員長は会員に対して勧告を行い、勧告後 1 ヵ月以内に適切なる善処の意志表示および行為のない場合は理事会に報告する。
第13条　前条ならびに第 11 条の報告を受けた理事会は、当該会員の過去の状況等を勘案し、その決議により退会せしむることができる。

第５章　休　　会

第14条　正会員及び準会員が長期の病気または海外出張等により、例会、委員会その他一切の行事に出席不可能の場合は、休会することができる。ただし、この場合正会員は、休会届を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。
2　休会中の会費は、免除とする。
第15条　前条の休会の期限は、1 カ年以内とする。ただし、理事会においてこれを延長することができる。

第６章　準　会　員

第16条　準会員は、本会議所のあらゆる会合に参加できる。ただし、本会議所外の会合には参加できない。また、一切の票決権および選挙権ならびに被選挙権を有しない。

第17条　準会員は入会を承認された月から 24 ヶ月の間、その資格を有する。準会員の資格を終えた者は再び準会員となる事はできない。

第18条　準会員は JC ネームプレートは与えられないが、JC バッジ及び JC 名刺は持つ事ができる。

第７章　特　別　会　員

第19条　定款第 9 条の有資格者で特別会員を希望する者は、所定の入会申込書を提出し、所定の入会金を納入したのち特別会員になることができる。

第20条　特別会員は、本会議所のあらゆる会合に参加できる。ただし、一切の表決権および選挙権ならびに被選挙権を有しない。

第８章　名　誉　会　員

第21条　本会議所の正会員および特別会員でない者で、本会議所の設立発展に功労のあったものは、理事会の推薦により名誉会員となることができる。

第22条　名誉会員は、本会議所のあらゆる会合に参加できる。ただし、一切の表決権および選挙権ならびに被選挙権を有しない。

第９章　賛　助　会　員

第23条　本会議所の趣旨に賛同し、その事業の発展を助成することを望む個人、法人および団体は理事会の決定により賛助会員として入会することができる。ただし、会費を納入しないときは退会とする。

2　会員資格は 1 ヵ年限りとする。

第24条　賛助会員を希望する者は、所定の申込書を理事会に提出する。

第25条　賛助会員は、本会議所のあらゆる会合に参加できる。ただし、一切の表決権および選挙権ならびに被選挙権を有しない。

第１０章　顧　　問

第26条　顧問は、青年会議所の活動に対して適切な指導または助言を与える者で、原則として任期は 1 ヵ年とする。ただし、再任は妨げない。

細　　則

第27条　本規定の施行に関する細則は、理事会の決議をもって定める。

附　　則

本規定は、1985 年 1 月 29 日より一部改正する。
本規定は、1986 年 1 月 19 日より一部改正する。
本規定は、1988 年 1 月 17 日より一部改正する。
本規定は、1991 年 1 月 15 日より一部改正する。
本規定は、1993 年 1 月 17 日より一部改正する。
本規定は、1994 年 1 月 16 日より一部改正する。
本規定は、1995 年 1 月 14 日より一部改正する。
本規定は、1995 年 9 月 19 日より一部改正する。
本規定は、1997 年 1 月 15 日より一部改正する。
本規定は、1997 年 9 月 16 日より一部改正する。
本規定は、2001 年 1 月 13 日より一部改正する。
本規定は、2007 年 1 月 15 日より一部改正する。
本規定は、2017 年 9 月 13 日より一部改正する。
本規定は、2021 年 12 月 15 日より一部改正する。